

5. その他の効果 (D)

(要旨)

- 環境保全型農業直接支払交付金の取組は、地球温暖化防止や生物多様性保全などの環境保全効果の他、土壤の質の改善、水質保全、生涯学習機会の促進等、多様な副次的効果の発揮が期待される。

(1) 取組における副次的効果

取組による副次的な効果及び取組実施上の留意点について、既存の知見に基づき以下のように整理した。

地域の気候や土壤、周辺環境、営農の条件を踏まえて取組や実施方法を選択することで、多様な副次的効果の発揮が期待される。

表3-5 取組別その他の効果及び導入上の留意点

取組	主な 環境保全効果	その他の効果	導入上の留意点
カバークロップ	地球温暖化防止(土壤炭素貯留)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土づくり効果（有機物の供給による団粒構造の形成、根の伸長による下層土の改良、土壤の保水性・透水性の向上等） ・ 減肥効果（有機物の供給による保肥力向上、土壤中の硝酸態窒素やカリウムの溶脱防止、マメ科綠肥による窒素固定等） ・ 休耕期の土壤の風食・水食の防止及びそれに伴う水質汚染の防止 ・ 天敵生物・送粉昆虫の生息場所 ・ 遮光やアレロバシー作用による雑草抑制、有害線虫や土壤病害の制御 ・ 景観形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑肥の種類や栽培・すき込み時期等により主として発揮される効果が異なるため、主作物の種類や場条件等に応じて緑肥の種類や栽培・すき込み時期等を選択する ・ 緑肥中の新鮮な有機物が分解して生じる生育阻害物質による主作物への影響やメンタルの発生を防ぐため、すき込み後は十分な腐熟期間をとって主作物の播種・定植・湛水を行う ・ ほ場外への逸出や雑草化などの恐れのある緑肥の場合は結実する前にすき込むなどの対策を行う ・ クリーニングクロップ（休耕期に栽培され、収穫後圃場外に搬出することによって土壤中に過剰に蓄積された養分を持ち出し塩類障害を軽減するための作物）として緑肥を作付けして植物体を土壤に還元しなかった場合は、土壤炭素貯留効果が十分に発揮されないため交付金の要件を満たさない
リビングマルチ	地球温暖化防止(土壤炭素貯留)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主作物と緑肥種の組み合わせによっては、土着天敵を誘引・保護するインセクタリープランツとしても機能する ・ 土壤を被覆することで雑草の発生を抑制 ・ 土壤流失の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光や養分、水分を主作物と競合したり、リビングマルチの存在が病害虫の発生を助長することを防ぐため、地域や土壤、主作物に合わせて適切な品種を選択する ・ ほ場外への逸出や雑草化などの恐れのある緑肥の場合は結実する前にすき込むなどの対策を行う
草生栽培	地球温暖化防止(土壤炭素貯留)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑草や緑肥作物による草生管理でカブリダニ類等の土着天敵が保全される ・ 土壤の保水性・排水性の向上など物理性の改善 ・ 土壤浸食やそれに伴う肥料成分の流失を防止 ・ 土壤微生物相の多様化により病原菌の蔓延を抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に幼木や樹勢の弱い木では、養分や水分の吸収で競合する場合がある ・ ほ場外への逸出などの恐れのある緑肥の場合は結実する前に刈るなどの対策を行う
堆肥の施用	地球温暖化防止(土壤炭素貯留)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜糞尿等に含まれる反応性窒素等の未利用資源を有効利用できる ・ 土壤の物理性・化学性・生物性の改善により作物の安定生産に寄与する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過度な施用は土壤中の養分過剰や塩基バランスの悪化、地下水等水質への負荷につながる恐れがあるため、土壤診断結果等を踏まえた適正使用を行う ・ 有害微生物や有機酸等による作物の生育への影響や、外来種を含む雑草種子の残存等を防止するため、十分に腐熟した堆肥を施用する
不耕起播種	地球温暖化防止(土壤炭素貯留)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作物残渣等が土壤表面を被覆することで、風食や水食による土壤流失を抑制 ・ 土壤微生物や、ミミズ、トリムシ類等の土壤動物の個体数が不耕起栽培で多いという報告がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒冷地における地温上昇不足や、排水不良地における湿害、前作の残渣等に由来する病害虫・雑草の増加に注意が必要
炭の投入	地球温暖化防止(土壤炭素貯留)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌の透水性の向上 ・ 酸性土壤のpH矯正 ・ 地域の未利用資源（剪定枝・もみ殻等）の循環利用による地域活性化や里山景観の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰に施用した場合は土壤pHの上昇で作物の生育に影響が出るおそれがあるため、主作物・土壤タイプに応じて適正量を施用する必要 ・ バイオガス生成の副産物由来の脱水ケーキ炭など、窒素含有量の高い生物資源から作られた炭を施用した土壤でN₂Oの発生が増加したという報告がある

表3－5 取組別その他の効果及び導入上の留意点(つづき)

取組	主な環境保全効果	その他の効果	導入上の留意点
長期中干し	地球温暖化防止(メタン低減)	<ul style="list-style-type: none"> 中干し期間の延長・間断灌漑を適切に実施することによる登熟歩合の向上やタンパク質含量の低下などの品質向上が報告されている 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全との両立のため、中干時期にも生物が生息できる環境を地域内で確保するように努める 中干し期間の過度な延長には収量減が伴うことがあるため、水田の状態、イネの生育状況など栽培地域の実情を踏まえて実施する必要
秋耕	地球温暖化防止(メタン低減)	<ul style="list-style-type: none"> 稻わらを春にすき込んだ場合に懸念される水稻の生育への悪影響(窒素鉀錠や有機酸の生成等)を防止 クログワイヤオモダカなどの雑草の発生を抑制 ヒメトビウカやツマグロヨコバイ等の害虫の越冬密度を下げる効果がある 	<ul style="list-style-type: none"> 積雪寒冷地では秋耕後の降雨等による地耐力の低下が懸念されることもあるが、耕深5~8cmの浅耕とすることで通常耕(耕深18~20cm)と比較して地耐力が維持できたという報告がある
冬期湛水管理	生物多様性保全(生息環境創出)	<ul style="list-style-type: none"> 湛水中の硝酸態窒素濃度が高い場合、冬期湛水田における脱窒反応で硝酸態窒素を除去することで下流や地下水の水質向上に寄与 湛水した水が地下に浸透することによる地下水涵養 	<ul style="list-style-type: none"> 気温が低い冬期のメタン発生は限定的だが、春に落水せず土壌の還元状態が継続すると夏期のメタン発生量が増加するため、春落水に努める 湛水が継続すると地耐力が低下する場合があるため、地域の条件に応じて、湛水期間等を工夫する。春落水を行うことで地耐力の低下を防げたという報告もある
夏期湛水管理	生物多様性保全(生息環境創出)	<ul style="list-style-type: none"> 湛水した水が地下に浸透することによる地下水涵養 畑地雑草や病害を抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 連続した湛水条件を確保できない場合、雑草抑制効果が限定的になる場合がある
江の設置	生物多様性保全(生息環境創出)	<ul style="list-style-type: none"> 温度が低い沢水を一時的にためて水温を上げる ※同様の承水路は、地域により「ひよせ」「ぬるめ」「ほりあげ」「いで」「てび」等の名称でも呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ウシガエルやアメリカザリガニ等の侵略的外来生物が生息する場合は水を抜いて駆除する

(2) 環境保全型農業直接支払交付金におけるSDGsへの貢献(D)

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられている、持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標であり、17のゴールと、ゴールごとに設定された169のターゲットで構成されている。

本交付金は、事業目的である農業生産に由来する環境負荷の軽減や地球温暖化防止や生物多様性保全等の環境保全効果の発揮により、SDGsの関連目標に貢献している。

また、事業要件の「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」(推進活動)における環境保全型農業の技術向上や理解増進の活動、本交付金に取り組む地域の先進的な活動等を通じて、副次的に貢献している目標もある。本交付金では取組実績及び環境保全効果等により、貢献の見える化を図ることとした。(目標毎の貢献及び実績等は、別添参考資料1を参照)

表3-6 環境保全型農業直接支払交付金の活動と対応するSDGs目標

支援対象取組		SDGs目標との対応(交付金の事業目的と直接的に対応する目標)	
全国共通取組	有機農業	6 安全な水とトイレを世界中に	水田等の水に関連する生態系において、化学合成農薬を使用しないことで生物多様性の保全に貢献
		12 つくる責任 つかう責任	化学合成農薬等を使用しないことで環境負荷を軽減
		13 気候変動に具体的な対策を	土壤炭素貯留量の増加等により地球温暖化防止に貢献
		15 生物多様性を守る	化学合成農薬を使用しない取組により、生物多様性の保全に貢献
	堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種	12 つくる責任 つかう責任	化学合成農薬等の使用量を慣行レベルから原則5割以上低減することで環境負荷を軽減
		13 気候変動に具体的な対策を	土壤炭素貯留量の増加等により地球温暖化防止に貢献
	長期中干し、秋耕	12 つくる責任 つかう責任	化学合成農薬の使用量を慣行レベルから原則5割以上低減することで環境負荷を軽減
		13 気候変動に具体的な対策を	メタン排出量の削減等により地球温暖化防止に貢献
地域特認取組 ※取組により、発揮される環境保全効果及び貢献するSDGs目標が異なる		6 安全な水とトイレを世界中に	水質保全効果の高い取組(緩効性肥料の利用)や、水田等における生物多様性保全効果の高い取組で貢献
		12 つくる責任 つかう責任	化学合成農薬の使用量を慣行レベルから原則5割以上低減することで環境負荷を軽減
		13 気候変動に具体的な対策を	温室効果ガス削減効果の高い取組(炭の投入等)で地球温暖化防止に貢献
		15 生物多様性を守る	生物多様性保全効果の高い取組(冬期湛水管理、IPM、江の設置、中干延期等)で生態系の保全に貢献

(3) 各地域におけるその他効果の事例（都道府県の中間年報告より抜粋）

- ・ 環境保全型農業の取組に対する直接支払制度が創設されたことにより、農業者に環境保全型農業への関心の高まりが見られ、有機 JAS 認証取得のインセンティブとなつたといった声が聞かれた。（北海道）
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じて、農業者同士の技術交流が行われ栽培技術の向上につながった。（秋田県）
- ・ 山形県大石田町では販売先から特色ある米づくりを求められたことをきっかけに、平成11年から「全町挙げての減農薬栽培」に取り組んでいる。平成28 年以降は環境保全型農業直接支払交付金を活用しながら、生物多様性保全、地球温暖化防止を意識した取組を行っている。特に「IPM と組み合わせた機械除草（刈）及び秋耕の実施」を組織的に行っており、良食味かつ環境保全を意識した米としてブランド化している。（山形県）
- ・ 県北部では平成15年から実施している「ふゆみずたんぼ」の取組が契機となり 水田の湿地としての価値が見直され平成17年度に「蕪栗沼」は周辺の水田を広く含む世界初の「水田」を冠したラムサール条約登録湿地「蕪栗沼・周辺水田」となった。平成29年度には「ふゆみずたんぼ」を含めた生物多様性と農業の共生関係が「大崎耕土」の一端として世界農業遺産に登録されている。（宮城県）
- ・ 北杜市における有機農業者の団体は、令和元年度まで16グループに分かれていたが、環境保全型農業直接支払制度の事務手続きの簡素化を図るため、令和2 年度に1 団体に集約した。その結果、申請団体における書類作成などの負担軽減が図られた。また、有機農業を実施していることの確認を有機農業者同士による現地確認で行う「参加型確認手法」を地区ごとに導入することで、それまで繋がりを持つ機会がなかった農業者間において交流が生まれ、技術の向上及び販路の拡大など有機農業者同士の連携強化が図られた。（山梨県）
- ・ 佐渡市では、地域特認取組である冬期湛水、江の設置が「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の技術要件の一つとなっており、米の高付加価値化にもつながっている。（新潟県）
- ・ 県内では「コウノトリ呼び戻す農法米」やコウノトリ農法米を使用した日本酒「かたかた」を開発し販売している。また、緑肥作物に菜花を利用し、生産された米を「さばえ菜花米」、緑肥作物にれんげを利用して生産された米を「れんげ米」の名称で販売している。（福井県）

- ・ 有機農業による農産物を都市部で販売する体制の構築や、学校給食との連携を通じて、有機農産物の販売量を増やしていくとともに、都市部等からの有機農業研修生（新規就農者）、移住定住希望の受け入れを行っており、地域ぐるみでの有機農業への取組を通じて、活発な地域内交流と有機農産物の生産拡大を図っている。（岐阜県）
- ・ 化学農薬・化学合成肥料の5割低減の取組と合わせて栽培したコシヒカリを「万葉美人米」としてブランド化し有利販売を行っている。（島根県）
- ・ 高齢化等で耕作困難になった農地を条件不利地等に関わらず借り受け、耕作放棄地の抑制に貢献している取組団体があり、今後このような団体が増えることが期待される。（愛媛県）
- ・ 環境保全型農業により生産したれんこんとその加工品を「鳴門市コウノトリブランド」として認証し、「コウノトリおもてなしれんこん」の名称でブランド化を推進している。（徳島県）
- ・ 南阿蘇村では、「地下水を守るんだプロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）として、地下水保全のために水田の年間を通しての湛水や、村営の有機肥料生産センターを活用した堆肥の利用等を推進している。プロジェクトの一環として実施する冬期湛水管理において、冬期湛水管理を行った水田で収穫した米の一部を「地下水保全米」として企業が買い上げる取組等を行い、環境保全型農業の理解促進に繋げている。（熊本県）
- ・ 臼杵市の有機農業の取組では、市が生産する「うすき夢堆肥」（原材料の8割を草木類、2割を豚糞とした自然に近い完熟堆肥）を活用して土づくりを行い、栽培した農産物を市の独自認証である「ほんまもん農産物」として金色の「ほ」のシールを貼るなどして有利販売を実現している。今後も慣行栽培から有機栽培に転換していくこうとする生産者や、新たに有機栽培を志す移住者や地域おこし協力隊等有機農業の取組が拡大し、取組を通して環境保全効果が促進されることが期待される。

佐伯市でも、本交付金の堆肥の施用、レンゲを中心としたカバークロップの取組で生産されたお米を特別栽培米として付加価値をつけた販売や、地域の学校給食への提供に加えて特別栽培米の紹介を学校内に掲示するなど環境保全型農業への理解促進が図られている。本交付金事業により、上記のような環境保全型農業導入に伴い生じる手間や費用の增加分に対する支援を行い、取組の下支えを実施している。（大分県）